

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成19年3月分)について

(1) 問い合わせ件数

平成19年3月1日～平成19年3月31日

81 件

* トランス脂肪酸関係 5件

* 食品添加物 6件

(2) 内訳

食品安全委員会関係	22 件
食品の安全性関係	10 件
食品一般関係	47 件
その他	2 件

(3) 問い合わせの多い質問等

【食品安全委員会関係】

Q . 自ら評価の候補に挙げられていた「食品への放射線照射」については、どのような取り扱いに決まったのですか。

A . 「食品への放射線照射に関する食品健康影響評価」については、平成19年3月15日の第182回食品安全委員会会合において審議された結果、自らの判断によるリスク評価は行わないが、引き続き情報収集に努めることになりました。

これは、平成18年12月4日に開催された第17回企画専門調査会において、「食品への放射線照射に関する食品健康影響評価」について、自ら評価の候補案件として選定することとされたのを受けたものです。

食品への放射線照射については、食品衛生法において原則禁止されていますが、厚生労働大臣が特別に基準を定めた食品については、放射線照射が認められており、現在、発芽防止の目的でのばれいしょへの放射線照射のみが認められています。

食品への放射線照射の現状や課題については、平成18年10月、原子力委員会

において、同委員会食品照射専門部会が取りまとめた報告書の考え方は尊重すべきものと評価するとともに、厚生労働省等において、食品安全行政の観点等から取組を進めることが必要と考えるなどの決定が行われました。

今後、食品安全委員会では、実際に放射線照射を食品に利用している海外から専門家を招くなどして情報収集を行ったり、その知見を国民の皆様を紹介することを検討することとしています。

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成19年4月分)について

(2) 問い合わせ件数

平成19年4月1日～平成19年4月30日

	60 件
* B S E 関係	3 件
* トランス脂肪酸関係	5 件

(2) 内訳

食品安全委員会関係	17 件
食品の安全性関係	7 件
食品一般関係	32 件
その他	4 件

(3) 問い合わせの多い質問等

【食品の安全委員会関係】

Q. 平成18年度に開催された「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」について聞きましたが、今後も引き続き開催されますか。是非参加してみたいです。

A. 本講座は平成19年度も継続して実施します。

具体的な開催日程及び開催場所等の詳細については未定ですが、決定次第、順次、食品安全委員会のホームページやメールマガジン等でご案内する予定です。

本講座は、食品安全委員会が食品の安全性に関して、地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な実施を推進するため、食品のリスク分析の考え方や食品安全委員会の活動等についての理解を深めていただき、コミュニケーション能力を高めていただくことを目的に、行政、消費者団体、事業者などのうち、地域の集まりで食の安全に関して話をする機会のある方を対象に、平成18年度から実施したものです。平成18年度は、全国14ヶ所で開催し、その結果については、ホームページ及び季刊誌「食品安全」第12号に掲載しています。

(http://www.fsc.go.jp/koukan/dantai_jisseki.html)

(<http://www.fsc.go.jp/sonota/kikansi.html>)

なお、平成19年度には、このほかに、消費者、事業者などさまざまな食品関係者の立場や主張を理解し、リスクコミュニケーションにおいて意見や論点を明確化し、地域において相互の意思疎通を円滑化する役割を担う「リスクコミュニケーター」を育成するための講座も実施することとしております。

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成19年5月分)について

(3) 問い合わせ件数

平成19年5月1日～平成19年5月31日

	61 件
* B S E 関係	5 件
* トランス脂肪酸関係	5 件
* 中国産食品の安全性	6 件

(2) 内訳

食品安全委員会関係	12 件
食品の安全性関係	13 件
食品一般関係	34 件
その他	2 件

(3) 問い合わせの多い質問等

【食品安全委員会関係】

Q . 食品安全委員会が制作したDVD「気になる農薬」の中で説明されている残留農薬の検出率は、どのように算出したものでしょうか。算出した根拠を教えてください。

A . 本DVDで、「国産の農作物から残留農薬が検出された件数の割合は、全体の0.44%です」との説明がなされていますが、この数値は、厚生労働省が平成18年4月18日に公表した「食品中の残留農薬検査結果等の公表について(概要)」に基づくものです。

農作物中の残留農薬の検査では、農作物1品あたり、複数の農薬が検査されていますが、ここでは、検査対象とされた各農作物1品において検出された農薬の延べ数を「総検出件数」とし、これを各農作物1品において検査された農薬の延べ数である「総検査件数」で割って、検出率が求められています。

$$\frac{868 \text{ 件 (総検出件数)}}{198,006 \text{ 件 (総検査件数)}} \times 100 = 0.44 (\%)$$

参考とした厚生労働省の報告については、以下のURLをご覧ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/060418-1.html>)

なお、DVD「気になる農薬」につきましては、下記ホームページにて動画配信しておりますが、併せて本案件について情報提供しております。

(<http://www.fsc.go.jp/osirase/1903dvd-nouyaku.html>)